加工食品分野における物流標準化研究会 開催要領(案)

(名称)

第1条 本研究会は「加工食品分野における物流標準化研究会」(以下「研究会」という。)と称する。

(目的)

第2条 研究会は、物流の生産性向上に資する効率化の取組である共同物流等の推進 に向けた環境整備の一環として、関係者の連携・協働によるハード面・ソフト 面の標準化を図るため、加工食品分野における官民アクションプランを策定す るための検討を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 研究会は別紙に掲げる構成員をもって構成する。

(座長)

- 第4条 研究会には座長を1名置く。
 - 2. 座長は研究会の会務を処理し、研究会を代表する。

(研究会)

- 第5条 座長は、研究会の議事を整理する。
 - 2. 座長は、必要があると認めるときには、構成員以外の者に対し、研究会に 出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
 - 3. 資料は原則として公開とする。ただし、特段の必要があると座長が認めた場合は会議資料の全部又は一部を公開しないことができる。
 - 4. 研究会は原則として非公開とする。

(事務局)

第6条 研究会の運営に関する事務は、国土交通省総合政策局(公共交通・物流政策 審議官部門)物流政策課が行うものとする。

(その他)

- 第7条 この要領に定めるもののほか、研究会の議事及び運営に関し必要な事項は座 長が定める。
 - (附則) 本要領は、令和元年12月6日から施行する。